㈡　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成一七年法律第一二二号）附則第一五条の規定による俸給の支給期間を平成二六年三月三一日までとすることとした。（第八条関係）

二　国家公務員の給与の臨時特例

1　一般職の職員の給与に関する法律の特例

㈠　施行の日から平成二六年三月三一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員への俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、係員級職員については一〇〇分の四・七七、係長及び課長補佐級職員については一〇〇分の七・七七、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員については一〇〇分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第九条第一項関係）

㈡　特例期間においては、俸給の特別調整額の支給に当たっては、支給額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額に相当する額を、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給に当たっては、支給額に職員の区分に応じた支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第九条第二項第一号～第七号関係）

㈢　特例期間においては、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に一〇〇分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第九条第二項第八号及び第九号関係）

㈣　特例期間においては、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額三万一、五〇〇円に引き下げるとともに、その限度額により難い特別の事情がある場合の限度額を日額九万三〇〇円に引き下げることとした。（第九条第四項関係）

2　特別職の職員の給与に関する法律の特例

㈠　特例期間においては、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、内閣総理大臣については一〇〇分の三〇、国務大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者については一〇〇分の二〇、大臣政務官、常勤の委員長等、大公使等については一〇〇分の一〇、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二四年法律第二五二号）別表第三に掲げる五号俸以上の俸給月額を受ける秘書官等については一〇〇分の九・七七、同表に掲げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受ける秘書官については一〇〇分の七・七七を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第一七条第一項関係）

㈡　特例期間においては、㈠以外の給与の支給に当たっては、一般職の職員の例により減額することとした。ただし、内閣総理大臣及び国務大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者に対する期末手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に、俸給月額の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第一七条第二項及び第三項関係）

3　防衛省の職員の給与等に関する法律の特例

㈠　特例期間においては、防衛省の職員のうち事務官等（自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。）への俸給月額の支給に当たっては、一般職の職員に準じて減額することとした。（第一九条第一項関係）

㈡　特例期間においては、防衛省の職員のうち自衛隊教官俸給表又は自衛官俸給表の適用を受ける者への俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、職務の級が一級である職員又は階級が二等陸尉以下、二等海尉以下又は二等空尉以下である自衛官については一〇〇分の四・七七、職務の級が二級である職員又は階級が二等陸佐以下一等陸尉以上、二等海佐以下一等海尉以上又は二等空佐以下一等空尉以上である自衛官については一〇〇分の七・七七、階級が一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上である自衛官については一〇〇分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第一九条第二項関係）

㈢　特例期間においては、防衛省の職員の専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給に当たっては、一般職の職員に準じて減額することとした。（第一九条第四項関係）

㈣　特例期間においては、俸給の特別調整額の支給に当たっては、支給額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第一九条第五項第一号関係）

三　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、二については、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（法律第三号）（国会）

1　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成一七年法律第一一〇号。以下「平成一七年改正法」という。）附則第三項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定することとした。（附則第三項関係）

2　平成一七年改正法附則第三項の規定による給料の支給期間を平成二六年三月三一日までとすることとした。（附則第三項関係）

3　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、報酬に関する臨時特例は、平成二四年四月一日から施行することとした。（附則関係）

◇検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第五号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（第九条及び別表関係）

2　一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定めることとした。（第一〇条関係）

3　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、俸給に関する臨時特例は、平成二四年四月一日から施行することとした。（附則第一条関係）

◇防衛省の職員に支給する特地勤務手当及び準特地勤務手当の月額の特例に関する政令（政令第四〇号）（防衛省）

1　防衛省の職員に支給する特地勤務手当及び準特地勤務手当の月額の特例を定めることとした。

2　この政令は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二四年法律第二号）の施行の日から施行することとした。

◇裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第四号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（第一五条及び別表関係）

2　一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めることとした。（第一六条関係）